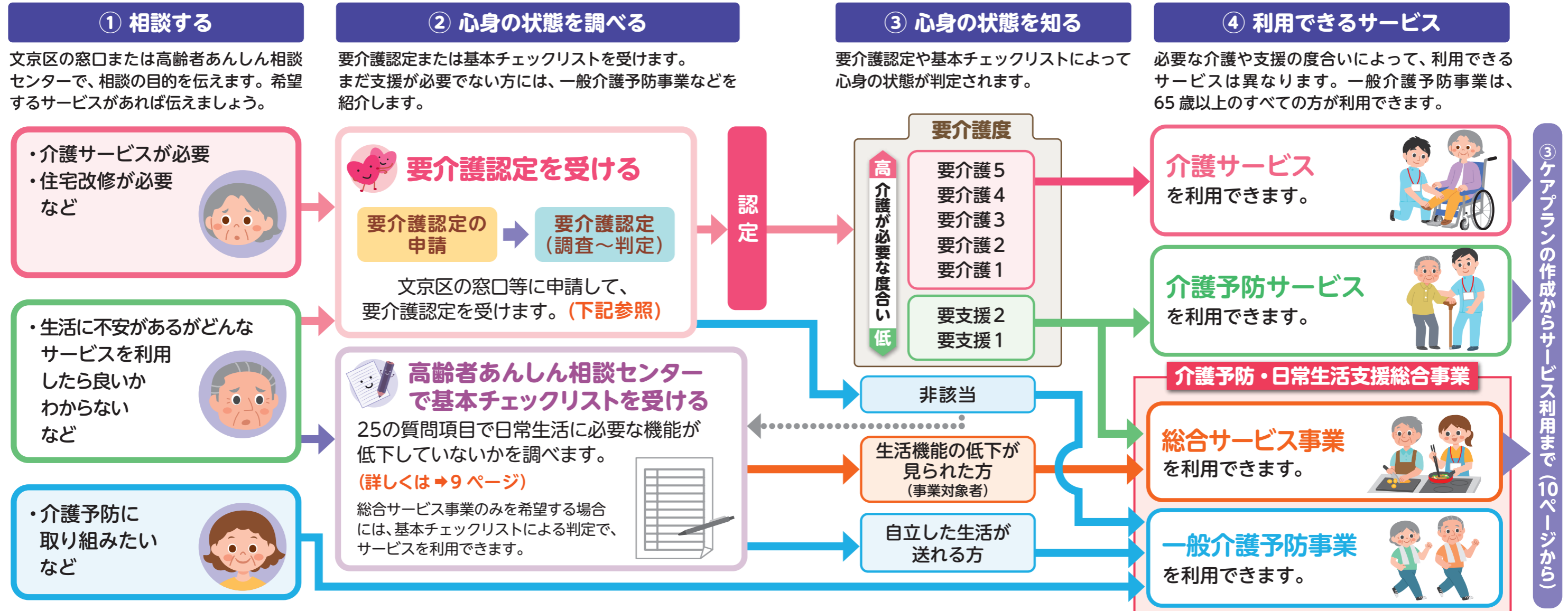


# ① 相談～サービスまでの流れ

サービス利用の手順



サービス利用の手順

# ② 要介護認定の流れ

介護（予防）サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

## 1 要介護認定の申請

サービスの利用を希望するときに、文京区の窓口（裏表紙参照）に申請をします。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。（更新申請も含まれます）

- ・高齢者あんしん相談センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設（福祉、老健、療養）

### 申請に必要なもの

- ✓ 申請書
- ✓ 介護認定調査連絡票
- ✓ 介護保険被保険者証（▶5ページ参照）
- ✓ 医療保険被保険者証
- ✓ マイナンバーと本人確認書類（▶2ページ参照）
- ✓ 主治医の情報  
主治医の氏名（フルネーム）・医療機関名・診療科目・所在地・電話番号・直近の受診状況  
※直近の受診がない場合、主治医が意見書を作成できない場合があります。

## 2 要介護認定（調査～判定）

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い（要介護度）が決まります。

### ●訪問調査

文京区の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境について聞き取り調査を行います。（詳しくは8ページへ）

### ●主治医の意見書

文京区の依頼により主治医が意見書を作成します。

### ●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

### ●二次判定（認定審査）

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。

**認定には有効期間があります**

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険被保険者証に記載されます。有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください（心身の状態が変わり、サービス量が足りない場合は、ケアマネジャーに相談の上、認定の変更を申請してください。）。



「訪問調査」とは？

訪問調査では、「片足で立ってられるか」、「何かにつかまらないで起き上がれるか」など、あらかじめ定められた全国共通の調査項目を文京区の職員等が本人と家族に質問します。

【訪問調査を受けるときのポイント】

- 本人だけでなく、介護している方が同席する
- 24時間通しての様子を伝える（夜間の様子なども伝える）

※認定調査は、区の職員や、区から調査の委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行います。

基本調査

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 麻痺などの有無</li> <li>● 拘縮の有無</li> <li>● 寝返り</li> <li>● 起き上がり</li> <li>● 座位保持</li> <li>● 両足での立位保持</li> <li>● 歩行</li> <li>● 立ち上がり</li> <li>● 片足での立位</li> <li>● 洗身</li> <li>● つめ切り</li> <li>● 視力・聴力</li> <li>● 移乗・移動</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● えん下・食事摂取</li> <li>● 排泄</li> <li>● 清潔</li> <li>● 衣服の着脱</li> <li>● 外出頻度</li> <li>● 意思の伝達</li> <li>● 記憶・理解</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 問題行動</li> <li>● 薬の内服</li> <li>● 金銭の管理</li> <li>● 日常の意思決定</li> <li>● 社会生活への適応</li> <li>● 過去14日間にうけた医療</li> <li>● 日常生活自立度</li> </ul> |
|---|---|---|

概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

伝えたいことを事前にまとめておきましょう。



基本チェックリスト

ご自分の生活機能等の状況についてチェックしてみませんか？

| 質問項目 |                                      | あなたの回答  |         |
|------|--------------------------------------|---------|---------|
| 1    | バスや電車で1人で外出していますか？                   | はい      | いいえ     |
| 2    | 日用品の買い物をしていますか？                      | はい      | いいえ     |
| 3    | 預貯金の出し入れをしていますか？                     | はい      | いいえ     |
| 4    | 友人の家を訪ねていますか？                        | はい      | いいえ     |
| 5    | 家族や友人の相談にのっていますか？                    | はい      | いいえ     |
| 6    | 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか？               | はい      | いいえ     |
| 7    | 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？        | はい      | いいえ     |
| 8    | 15分くらい続けて歩いていますか？                    | はい      | いいえ     |
| 9    | この1年間に転んだことはありますか？                   | はい      | いいえ     |
| 10   | 転倒に対する不安は大きいですか？                     | はい      | いいえ     |
| 11   | 6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか？            | はい      | いいえ     |
| 12   | 身長・体重はどのくらいですか？                      | (身長 cm) | (体重 kg) |
| 13   | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？             | はい      | いいえ     |
| 14   | お茶や汁物等でむせることがありますか？                  | はい      | いいえ     |
| 15   | 口の渴きが気になりますか？                        | はい      | いいえ     |
| 16   | 週に1回以上は外出していますか？                     | はい      | いいえ     |
| 17   | 昨年と比べて外出の回数が減っていますか？                 | はい      | いいえ     |
| 18   | 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われるますか？  | はい      | いいえ     |
| 19   | 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか？         | はい      | いいえ     |
| 20   | 今日が何月何日かわからない時がありますか？                | はい      | いいえ     |
| 21   | (ここ2週間で)毎日の生活に充実感がない                 | はい      | いいえ     |
| 22   | (ここ2週間で)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった     | はい      | いいえ     |
| 23   | (ここ2週間で)以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる？ | はい      | いいえ     |
| 24   | (ここ2週間で)自分が役に立つ人間だと思えない              | はい      | いいえ     |
| 25   | (ここ2週間で)わけもなく疲れたような感じがする？            | はい      | いいえ     |

基本チェックリストは、お住まいの地域の高齢者あんしん相談センターでも回答できます。回答をもとに、ご自身の状況に合ったサービスをご案内します。



# ③ ケアプランの作成～サービス利用まで

サービス利用の手順

サービス利用の手順


要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



**1 居宅介護支援事業者に連絡**

- 文京区などが発行する事業者一覧の中から**居宅介護支援事業者**（ケアマネジャーを配置しているサービス事業者）を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。




**2 ケアプラン<sup>※1</sup>の作成**

担当のケアマネジャーがケアプランを作成します。



**3 サービスを利用**

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- ケアプランに基づいて**介護サービス**（▶13ページ）を利用します。




介護保険施設へ入所したい



**1 介護保険施設に連絡**

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。




**2 ケアプラン<sup>※1</sup>の作成**

- 入所する施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

**3 サービスを利用**

- ケアプランに基づいて介護保険の**施設サービス**（▶20ページ）を利用します。



要支援1・2の方

**1 高齢者あんしん相談センター等に連絡**

- 高齢者あんしん相談センターまたは居宅介護支援事業者に連絡、相談をします。

**変更ポイント**


介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

**2 介護予防ケアプラン<sup>※1</sup>の作成**

- 高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーが介護予防ケアプランを作成します。

**3 サービスを利用**

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。
- 介護予防ケアプランに基づいて**介護予防サービス**(▶13ページ)および**総合サービス事業**(▶23ページ)を利用します。



事業対象者

**1 高齢者あんしん相談センターに連絡**

高齢者あんしん相談センターに連絡します。




**2 ケアプラン<sup>※1</sup>の作成**

高齢者あんしん相談センターの職員がケアプランを作成します。



**3 サービスを利用**

- サービス事業者と契約<sup>※2</sup>します。(短期集中予防サービスを利用する場合は不要)
- ケアプランに基づいて**総合サービス事業**(▶23ページ)を利用します。




**サービス事業者と契約する際の注意点**

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 身体の状態等にあったサービス内容になっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスが分かる
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

ご自身の目で確かめることが大事です。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたっては、サービス内容や料金などをよくご確認ください。